

X
135
10-2 107

給新たに入学する児童に対する教科用図書の  
与に關する法律案の説明

田中局長

天野

「新たに入学する児童に対する教科用図書の給与に關する法律案」につきまして。大臣の説明を補足して御説明申し上げます。

昨年の四月から新たに公立学校に入学する児童に對して國語及び算数の教科用図書を給与する制度が確立されたのであります。この制度につきましては、もち論、その趣旨について異論はなかつたのであります。しかし、市町村が直接教科用図書の給与に対する責任を負う達前になつております。またため、市町村財政に負担を加えるという点と、代金の支払が円滑に行かないために、発行者に對して特別の金融措置を講じなければならぬといふ点に問題があつたのであります。そこで、これらの問題を解決いたしますために、この法律案に規定いたしておりますように、国が特にその費用について全責任を負う新しい制度の確立が必要になつた訳であります。

以下この法律案につきまして、逐条御説明申し上げたいと存じます。

先づ第一條にはこの法律の目的を規定してございまが、國が新たに入学する児童に教科用図書を給与いたしますことは、児童が國民の一員とし

て國の援助の下に教育を受けてゐるという國民的自覺を深めることに資するとともに、児童の前途を視うためのものであることを明らかにいたしております。

第二条第一項は、國が、國立、公立、私立を問わず、すべての小学校並びに盲学校、ろう学校及び養護学校の小学部の第一学年に入学する児童に對して國語及び算数の教科用図書を給与する責任を負つてゐることを明らかにしております。この場合におきまして、本年度と同様に、転学した児童については、転学後に於いて使用する教科用図書を給与しないことにしておりますが、これは、一つには既に他の学校において教科用図書の給与を受けている場合が多いためであります。同時に転学児童の実態が明らかでない現在におきましては、國の財政上の見通しもつかないからであります。なお、政令におきましては、國語及び算数の教科用図書が検定又は国定の教科用図書で、教育委員会又は学校がその学校の第一学年の課程において使用する教科用図書として採択したものであることを明らかにいたしました。

第二条第二項におきましては、この教科用図書の給与は、國立の小学校等についてはその小学校を附置する大学の学長、都道府県立の盲学校、ろう学校等については都道府県の教育委員会、市町村或は市町村の学校組合

が設置する小学校等については市町村の教育委員会へ教育委員会が設置されていない場合には市町村長一、私立の小学校等についてはその小学校を設置する学校法人の理事長等の管理機関が、それぞれ、國に協力して、小学校の校長を通じて行うことを規定いたしております。

第三条は、このほか、國に対する管理機関の協力方法を明らかにしてあります。先づ、実際に教科用図書を児童に給与するのは、第二条第二項の規定によりまして校長になつておりますが、管理機関は、教科用図書の給与が適確に行われるようこれ指導監督し、教科用図書を児童に給与いたしました場合には、どういう教科用図書をどれだけの児童に給与したかといましましたことを文部大臣に報告いたしますとともに、國の支払を迅速且つ正確にいたしますために、給与した教科用図書の価額の総額がいくらになりましたかといふことを明らかにする証明書を発行者に交付いたすことにしております。なお、政令によりまして、いつまでにどういう手続で、これららの報告や証明書の交付をしなければならないかといふような手続を定めたいと考えております。

第四条は、文部大臣が報告を求めたり調査をしたりすることが出来るような規定を設けております。この場合におきましては、市町村の教育委員会又は市町村長の行う事務につきましては都道府県の教育委員会の協力を

得て、また学校法人の理事長の行う事務につきましては私立学校を所管いたしております都道府県知事の協力を得て調査報告をとることにいたしております。

第五条は、児童と発行者との契約について規定し、児童が教科書の発行に關する臨時措置法の規定によりまして、発行の指示を受け、他の教科用図書とともに二月ごろから発送し、三月中には学校に届いてゐるはずであります。その学校に届いてゐる教科用図書のうちで、この法律によりまして児童に給与するもの代金を、國が次に御説明いたしますような方法で発行者に支払うことを主たる内容とする契約を結ぶ訳でございます。

第六条第一項は、児童に給与いたしました教科用図書の代金の正常な場合の支払方法を定めておりますが、概ね一般の支払条件と異なるところはございません。

第二項には、証明書に誤がある場合の支払の特例を規定してございます。管理機関の交付いたします証明書は、一万をこえるものになりますので、一つの証明書にわずかの誤がありますとしても全体では非常に大きな誤差が生ずることになりますので、このような特例を設け支払の正確を期した訳であります。

なお、この場合におきましては、発行者になるべく迷惑をかけないよう

に事務処理の迅速化を図りますとともに、学年のはじめに給与する教科用国書につきましては、その代金の九割程度を四月中に概算払いするようにないたしたいと考へております。

第三項は、国の予算一追加予算を含む。一が成立しないために、以上の上うな支払方法がとれません場合に、政令で適宜の処置を取ることを定めたものでございます。

第七条は、管理機關が不當に國に損害を与えた場合における学校の設置者の損害の賠償について規定してございます。管理機關の方で教師用国書位はといふ氣持でわざか一、二冊余分に見積りましても全国では三万四万の多数になる訳でありますから、その上うなことのないようこの規定を設けた訳でございます。しかし、こういう措置は慎重にいたすべきでありますから、異議の申立等の是正措置を同時に考慮した次第であります。最後に附則におきましては、第二項におきまして「昭和二十六年度に入學する児童に対する教科用国書の給与に関する法律」を廃止しております。

次に第三項におきましては、「私立学校法によりまして私立学校は原則として学校法人が設置すべきことを定めござりますが、私立の盲学校、ろう学校及び養護学校につきましては、なお、当分の間、法人が設置すること

ができることになつておりますので、この法律案におきまして学校法人又は学校法人の理事長の行う事務につきましては、私人が行うことを定めたものであります。

以上がこの法律案の要旨であります。

